

商品概要説明書

スーパー定期貯金・大口定期貯金

(平成31年2月28日時点)

商品名	・ J Aバンク「ゴールデンエイジ応援プラン2019」
ご利用いただける方	・ 20歳以上で1年以内に退職金を受取られた個人のお客様。 ・ 57歳以上で1年以内に退職金を受取られ J A で年金受取手続き(予約含む)を済ませた個人のお客様。
お取扱期間	・ 平成31年3月1日(金)～平成32年2月28日(金)
預入期間	・ 1年 (自動継続(元利金継続・元金継続))
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 100万円以上で退職金の受取額が上限となります。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	【退職金預入のみ】 ・ 対象商品の預入時店頭表示利率に0.30%を上乗せ。 【退職金預入ならびに J A で年金受取口座の手続(予約(注)を含む)を済ませたお客様】 ・ 対象商品の預入時店頭表示利率に0.50%を上乗せ。 (注) 年金受取口座指定予約カード(別添)をご提出いただいた方。 ・ 満期日一括 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・ スーパー定期貯金はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ スーパー定期貯金および大口定期貯金に準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合窓口またはリスク統括課（電話：265-7020）にお申し出ください。当組合では規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、岐阜県農業協同組合中央会が設置・運営する岐阜県 J Aバンク相談所（電話：0120-200-787）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク統括課または岐阜県 J Aバンク相談所にお申し出ください。 岐阜県弁護士会（電話：058-265-0020） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職金のお受取日から 1 年以内のお申込みに限らせていただきます。 ・ 他金融機関でお受取になられた場合でもご利用いただけます。 ・ 退職金お受取の確認できる資料としまして、「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の預貯金通帳」により確認させていただきますのでご提示いただきます。 ・ お一人さま 1 回のみとし、初回の預け入れに限らせていただきます。 ・ 当組合の定期貯金から本商品への預け替えはできません。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 金利環境の変化等により募集期間中であっても適用金利の変更または、募集を中止することがあります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aぎふ